

建設局発注の工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年1月分）

[illegible]

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 今福下水処理場受変電設備機能追加工事

2 契約相手方

株式会社東光高岳

3 随意契約理由

本工事は、今福下水処理場の沈澄池設備等に必要となる配電機能を既設受変電設備に機能追加を行うものである。

当該受変電設備は、株式会社東光高岳が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、本工事で追加する機能は既設部分と一体となって機能を発揮するものである。

また、本工事は既設部分を使用しながら機能追加を行うため、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更が生じるため、既設設備を熟知した既設施工業者が確実に実施する必要がある。

加えて、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

以上のことから、株式会社東光高岳と契約締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局下水道部設備課（電話番号：06-6615-7895）